

平成30年塩尻市議会6月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成30年6月22日（金） 午前10時25分

○場 所 第一委員会室

○審査事項

議案第16号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出3款民生費

○出席委員

| | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 委員長 | 横沢 英一 君 | 副委員長 | 平間 正治 君 |
| 委員 | 金田 興一 君 | 委員 | 永田 公由 君 |
| 委員 | 中原 巳年男 君 | 委員 | 山口 恵子 君 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議事調査係長 小澤 真由美 君

午前10時23分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育委員会を開会をいたします。本日の委員会は、全員出席しておりますので、よろしく申し上げます。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○教育長 おはようございます。先週末の委員会終了後の研修懇親会におきましては、非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。まことにありがとうございました。本日付託された案件、1件であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。

議案第16号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出3款民生費

○委員長 それでは、議案第16号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）について、当委員会に付託さ

れました部分について議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 説明に際しまして、追加の資料を御用意させていただきましたので、配付させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

○福祉課長 それでは御説明させていただきます。資料につきましては、ただいまお配りしました資料と別冊の議案第16号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)、ページで9ページと10ページになりますのでお願いします。それで、今回補正予算上げさせていただきましたものは、かねてから賠償請求訴訟にかかわるものでございまして、そのまず初めに、今回第1審で判決内容がございましたので、その件につきまして説明させていただきたいと思っております。

それでは、本日お配りしました資料のほうをごらんください。まず今回の訴訟の内容でございますが、塩尻市の知的障がい者の女性が、入所していた伊那市内の障害者福祉施設の男性職員から性的虐待を受けたとして、塩尻市などを相手取り損害賠償を求めた訴訟でございます。去る5月23日に第1審の長野地方裁判所松本支部からの判決が言い渡されました。この内容につきましては、議員の皆様にはファクスで結果のみお知らせをいたしました。その後でございますが、原告側がこの内容を不服としまして、6月5日の日に東京高等裁判所宛ての控訴の文書を長野地方裁判所松本支部のほうに提出したものでございます。

2の主な経過は、松本支部への訴訟から、今回の6月5日の原告側が控訴したところまでの経過を載せてあります。

3の原告及び被告についてでございますが、こちらに挙げてあります原告及び被告につきましては、第1審の際の原告及び被告となっております。原告は知的障がい者の女性、被告は男性職員、社会福祉法人及び法人理事長、理事5人、監事2人、そして塩尻市と長野県が被告となっております。

今回の判決の主文でございますが、こちらは5月23日の判決後に議員の皆様にはファクスいたしました内容でございます。個人名は使わずに主文を要約して掲載しております。主な内容としましては、被告の男性及び被告の法人に対してはその責任に対して、連帯して330万円及びこれに対する平成28年1月31日から支払済みまでの年5分の割合による金員、利息に当たるものなんですけれども、こちらを支払うという判決でございました。その他の被告、法人理事長、理事、監事、本市、長野県に対するものは全て棄却という結果となりました。5番のほうでさらに判決内容につきまして、判決文の中から主文と同様に判決の内容の一部を要約して掲載させていただきました。また、被告のうち、法人理事長、理事、監事については内容を省略させていただいております。

では次のページをお願いいたします。(1)につきましては、被告の男性職員の不法行為の責任の有無についてでございます。原告の主張は、こちらに掲載してありますとおり、本件の性的関係及びこれにより原告が妊娠、中絶に至ったことが原告の性的自己決定を侵害し、また、障害者虐待防止法、その他の関係法律に基づき、違反しているといったような内容になります。これにつきましては、裁判所の判断としましては、被告の男性には原告と本件、性的関係を結んだことについて、不法行為に基づく賠償責任を負うという判断でございました。

(2)の被告法人の責任の有無につきましては、原告の主張は被用者である、被告の法人はその使用者としての責任を負うという主張でございました。これについての裁判所の判決の内容につきましては、被告法人は被告

男性職員の不法行為について、使用者の責任を負うという判断でございました。

(3)、被告市、本市でございますが、本市の責任については、原告の主張としましては、平成27年3月6日時点で本件の性的関係が障がい者虐待に当たらないと判断したことは、調査権限の裁量を逸脱するものであり、違法であるということ。あと、グループホーム内での性行為が行われた新事実が発覚した後の対応について、必要な調査をせずに虐待非該当の判断を維持したことが、調査権限の不法行為に当たり違法である。また、原告に対する支援が絶たれたことを知りながら、これを放置した。障がい虐待に該当する適切な判断をしていれば、より迅速に生活の場や日中活動の場が提供されたはずであるという主張のもとに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償の請求を求めたものでございました。裁判所の判決の内容としましては、被告市本市がその裁量、調査権限の裁量でございますが、逸脱、乱用して、障害者虐待防止法19条の規定する調査権限等を行使しなかったとも支援を怠ったとも認められず、被告市に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求には理由がないという判断でございました。

(4)の長野県の責任についても、ほぼ本市と同様の判断がされております。

次のページの(5)でございます。損害の有無と損害賠償請求の額でございます。原告の主張としましては、被告らが連帯し、慰謝料、逸失利益、弁護士費用等、計1,190万4,792円並びにこれに対する利息に当たる遅延損害金の支払いを求めるという主張でございました。これに対しては、裁判所の判断として、慰謝料の300万円及び弁護士費用30万円は、被告である男性職員、それと被告法人に対してはその責任を負うとして支払いが認められました。ただ、原告の請求は、本市に対しての請求及び被告の県に対する請求については、先ほど申しましたとおり、裁判所としては請求の理由がないという判断から、いずれも棄却ということで判決がありました。

その後ですけれども、原告側の控訴理由でございますが、こちらにつきましては、まだ本市には正式な書面は届いておりませんが、6月6日の新聞報道で、施設責任者であります理事長、理事、監事と市の責任が認められなかったのは承服しかねるということで、そのような理由で控訴したという報道がございました。本市におきまして、6月19日でございますが、長野県の担当者のほうに電話で確認をいたしました。その際に県のほうでは、6月12日付で長野地方裁判所松本支部から県の顧問弁護士あてに、判決の確定証明書が発行されているということを確認しました。この判決の確定証明書が発行されたということで、長野県は第1審で確定ということになりますので、そのような確定証明書が本市の弁護士あてには届いておりませんので、県は第2審は告訴されなかったものと思われまして、それで、本市はそのような確定証明書が届いていないので、控訴されたものと考えております。

控訴に対する市の対応方針でございますけれども、今後原告側から東京高裁に控訴の理由書が提出されまして、第2審の裁判が開始されることとなります。裁判につきましては第1審に引き続きまして、顧問弁護士である山根伸右弁護士および石曾根清晃弁護士を、市の訴訟代理人として対応してまいりたいと考えております。

この裁判に関わる弁護人の委託料につきましては、6月議会に追加議案を提案させていただいたということになります。

議案の9ページ、10ページになりますけれども、3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費の中の障害者福祉事務諸経費の中で、弁護人の委託料、こちらはお二人分になりますけれども、32万4,000円を補正予算

として提案させていただいたものになります。私からの説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。今、るる説明があったわけですが、質疑を行いたいと思います。委員の皆様から質問等ございますか。

○**永田公由委員** 1審の弁護費用は最終的に幾らですか。

○**福祉課長** 1審の弁護費用はこちらに上げさせていただいています。32万4,000円と同額となっております。

○**永田公由委員** だいたいいつごろから始まって、棄却というか1審で決まっているのであれだと思っただけけれど、最終的にはどのくらいまでかかる、最高裁までかかれば。

○**福祉課長** 顧問弁護士のほうにお聞きしたところによりますと、実際に裁判が始まるのは、原告側から控訴の理由書というものが高裁のほうに正式に提出されたものが、市に届いてからということになってきますので、それが約一、二カ月かかって提出されるようでございます。ですので、その後に裁判が開始されると思われま。

○**永田公由委員** 弁護士費用っていうのは向こうで請求するわけにはいかないわけ。法律で。

○**福祉課長** 実際に弁護士をつけるかつかないかは、被告側の判断になりますので、その部分については被告側で負担することになります。

○**永田公由委員** なるほどね。わかりました。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第16号当委員会に付託されました部分につきましては、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第16号当委員会に付託されました部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。以上で審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告等の案文につきましては委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 議案のとおりお認めいただきありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございます。以上で福祉教育委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

午前10時40分 閉会

平成30年6月22日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印